

兵庫県公報

令和2年12月28日 月曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会訓令	ページ
○ 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令	1

人事委員会訓令

人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月28日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

兵庫県人事委員会訓令第5号

人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局職員服務規程（昭和59年兵庫県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第14条本文中「専免承認申請書により」を「その理由及び期間を明らかにして申請を行い、」に改め、同条ただし書を削る。

第16条中「営利企業等に從事しよう」を「営利企業に從事等しよう」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

第18条前段中「、療養」を「若しくは療養」に改め、同条後段を削る。

第21条を削る。

第20条第1項中「以下」を「次条第1項及び第23条第2項において」に改め、同条第2項を削り、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（出勤）

第20条 職員は、定刻までに出勤しなければならない。

2 所属長は、所属の職員の出勤状況を確認するものとする。

第22条第1項中「以下」の右に「この項及び次項において」を加え、「、休暇欠勤簿により」を削り、「あらかじめ」の右に「、その休暇（その種類を含む。）又は欠勤の別及び期間を明らかにして申請を行い、」を加え、同条第2項中「の手續をしなければならない」を「を受けて休暇を得、又は欠勤をすることができる」に改め、同条第3項中「その旅行の日程及びその連絡先をあわせて申し出なければ」を「あらかじめ所属長にその旨を届け出なければ」に改める。

第24条の見出しを「（履歴事項の変更の届出）」に改め、同条中「履歴事項変更届に」を削り、「これ」を「その旨」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第25条中「住所届」を「その現住所、通勤方法その他必要な事項」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第27条を次のように改める。

（承認の申請等の手続等）

第27条 第14条若しくは第22条第1項の規定による承認（病気休暇に係るものを除く。）の申請又は第24条若しくは第25条の規定による届出（以下この条において「承認の申請等」という。）は、電子情報処理組織（新行政課の管理に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と承認の申請等をする職員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行わなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用して承認の申請等を行うことができない特別の事情がある場合には、書面により承認の申請等を行うことができる。

第28条を削る。

第29条中「事務局長が定める」を「知事の事務部局の職員の例による」に改め、同条を第28条とする。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。